



平成 19 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 ヤマトインターナショナル株式会社
代表者名 取締役社長 盤若 智基
(コード番号 8127 東証第二部、大証第一部)
問合せ先 取締役経営企画室長 高橋 俊輔
(TEL. 03 - 5493 - 5629)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 23 日開催の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の機動的な運営を図るとともに、最適な経営体制を構築し、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応するため、現行定款第 16 条「取締役の員数」について変更を行い、現行定款第 18 条「取締役の任期」を 2 年から 1 年に短縮し、所要の変更を行うとともに、平成 18 年 2 月 24 日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期を明確にするため、附則を新設するものであります。
- (2) 取締役および監査役の退職慰労金制度の廃止に伴い、現行定款第 25 条「取締役の報酬」および第 36 条「監査役の報酬」について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号、平成 18 年 5 月 1 日施行)第 939 条第 1 項に基づき、情報化社会に適合した周知性の高い電子公告を採用し、あわせてやむを得ない事由により電子公告ができない場合の措置として、現行定款第 4 条(公告の方法)に所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法」、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

「整備法」に基づく会社の機関に関するみなし規定および株券を発行する旨のみなし規定を、それぞれ第 4 条(機関)および第 8 条(株券の発行)として新設するとともに、株主名簿管理人に関するみなし規定を、第 12 条(株主名簿管理人)として変更するものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を明確にするため第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様にもみなし提供できるよう、第 16 条(株主総会

参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

書面または電磁的記録により、取締役会決議があったものとみなすことができるよう、変更案第26条(取締役会の決議方法等)第2項を新設するものであります。

その他、会社法に関連する規定について、条文の新設または削除ならびに用語および引用条文の修正等の変更を行い、あわせて条文の整理、字句および表現の修正、条数の繰下げを行うとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-------------------|------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成19年2月23日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成19年2月23日 |

以上

[別紙]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| (商 号) | (商 号) |
| 第 1 条 当社はヤマトインターナショナル株式会社と称し、英文では、YAMATO INTERNATIONAL INC.と表示する。 | 第 1 条 当社は、 <u>ヤ</u> マトインターナショナル株式会社と称し、英文では、YAMATO INTERNATIONAL INC.と表示する。 |
| (目 的) | (目 的) |
| 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. <u>次</u> の物品の販売ならびに貿易 | <u>(1)</u> <u>次</u> の物品の販売ならびに貿易 |
| (1) <u>繊維工業製品、衣服、その他の繊維製品および洋品雑貨</u> | <u>繊維工業製品、衣服、その他の繊維製品および洋品雑貨</u> |
| (2) <u>農産物およびその加工品</u> | <u>農産物およびその加工品</u> |
| 2. <u>外衣、中衣、下着類の加工ならびに製造</u> | <u>(2)</u> <u>外衣、中衣、下着類の加工ならびに製造</u> |
| 3. <u>化学工業製品、ゴム製品、窯業・土石製品、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具および精密機械器具の貿易</u> | <u>(3)</u> <u>化学工業製品、ゴム製品、窯業・土石製品、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具および精密機械器具の貿易</u> |
| 4. <u>飲食業</u> | <u>(4)</u> <u>飲食業</u> |
| 5. <u>出版業</u> | <u>(5)</u> <u>出版業</u> |
| 6. <u>コンピューターソフトウェアの設計、開発、保守および販売</u> | <u>(6)</u> <u>コンピューターソフトウェアの設計、開発、保守および販売</u> |
| 7. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業</u> | <u>(7)</u> <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業</u> |
| 8. <u>旅行業代理店業</u> | <u>(8)</u> <u>旅行業代理店業</u> |
| 9. <u>前各号に関連する事業への投資ならびに事業の共同経営</u> | <u>(9)</u> <u>前各号に関連する事業への投資ならびに事業の共同経営</u> |
| 10. <u>損害保険代理業</u> | <u>(10)</u> <u>損害保険代理業</u> |
| 11. <u>生命保険の募集に関する業務</u> | <u>(11)</u> <u>生命保険の募集に関する業務</u> |
| 12. <u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> | <u>(12)</u> <u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> |
| 13. <u>有価証券の保有、売買および運用</u> | <u>(13)</u> <u>有価証券の保有、売買および運用</u> |
| 14. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> | <u>(14)</u> <u>前各号に附帯する一切の業務</u> |
| (本店所在地) | (本店の所在地) |
| 第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。 | 第 3 条 当社は、 <u>本</u> 店を大阪市に置く。 |
| (新 設) | (機 関) |
| | 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数は、7,197万7,447株とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ただし、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社は<u>1単元の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>次の機関を置く。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7,197万7,447株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第8条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないものとする。ただし、「株式取扱規則」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する事務は、すべて名義書換代理人に取扱わせ、当社ではこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示および抹消、株主(実質株主を含む。以下同じ。)としての諸届、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主</p> | <p>権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせ、当社ではこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p><u>名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、社長が議長となる。</u> 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除くの外、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにその代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録して、議長ならびに出席した取締役がこれに署名または電子署名を行うものとする。</p> <p>2. <u>株主総会の議事録の原本は、決議の日から</u></p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 [現行どおり]</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>10年間本店に、またその謄本は5年間支店に備え置かねばならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第17条 取締役は株主総会がこれを選任する。その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 2. 取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は取締役会がこれを決める。 2. 取締役会の決議により、<u>会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会および取締役の権限) 第20条 当社の業務の執行は取締役会が決定するものとする。<u>取締役会に関する事項については、法令および定款に定めあるもののほか、取締役会の定める「取締役会規程」による。</u></p> <p>(招集および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長がこれを招集し、社長が議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(招集通知) 第22条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに<u>通知を</u>発するものとする。<u>ただし緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u> (新設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2. 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって</u>選定する。 2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発するものとする。<u>ただし緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の経緯を以て取締役会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は取締役の過半数出席して、<u>その出席取締役の過半数によってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 当社は、<u>取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第 24 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録して出席した取締役および監査役が署名または電子署名を行うものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> |
| <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬およびその退職慰労金は、<u>それぞれ株主総会においてこれを定める。</u></p> | <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める「取締役会規程」による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 26 条 <u>当会社の業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第 27 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p> | <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> |
| <p>(選 任)</p> <p>第 28 条 監査役は株主総会がこれを選任する。その選任決議については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> | <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>(任 期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決</p> | <p>(任 期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> | <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> |
| <p>(監査役会および監査役の権限)</p> <p>第 31 条 <u>当社の取締役の職務の執行の監査は、監査役が行うものとする。</u></p> <p>2. <u>監査役は、その全員で監査役会を組織する。</u></p> <p>3. <u>監査役会に関する事項については、法令および定款に定めあるもののほか、監査役会の定める「監査役会規程」による。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(招 集)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対して会日の 5 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決する。</u></p> | <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載または記録して、出席した監査役が署名または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> |
| <p>(報 酬)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬およびその退職慰労金は、それぞれ株主総会においてこれを定める。</u></p> | <p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p> |
| <p>(報 酬)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬およびその退職慰労金は、それぞれ株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 37 条 <u>当社の営業年度は毎年 12 月 1 日より翌</u></p> | <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 <u>当社の事業年度は、毎年 12 月 1 日より</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p data-bbox="295 212 790 280">年の 11 月 30 日までの 1 期とし、11 月末日をもって決算する。</p> <p data-bbox="191 313 422 347">(利益処分の方法)</p> <p data-bbox="183 347 790 414">第 38 条 <u>当社の利益金は、株主総会の承認を経て処分する。</u></p> <p data-bbox="191 481 367 515">(利益配当金)</p> <p data-bbox="183 515 790 660">第 39 条 <u>当社の利益配当金は、11 月 30 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払うものとする。</u></p> <p data-bbox="191 694 343 728">(中間配当)</p> <p data-bbox="183 728 790 929">第 40 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="191 974 686 1008">(配当金および中間配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="183 1008 790 1176">第 41 条 <u>当社の利益配当金、中間配当金その他諸交付金が支払開始の日より満 3 年を経過するも受領のないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。未払配当金に対しては利息を付けない。</u></p> <p data-bbox="430 1209 542 1243">[新 設]</p> | <p data-bbox="917 212 1284 246">翌年の 11 月 30 日までとする。</p> <p data-bbox="1045 313 1173 347">(削 除)</p> <p data-bbox="813 481 1013 515">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="805 515 1412 660">第 40 条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うものとする。</u></p> <p data-bbox="813 694 965 728">(中間配当)</p> <p data-bbox="805 728 1412 929">第 41 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="813 974 1173 1008">(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p data-bbox="805 1008 1412 1142">第 42 条 <u>当社の剰余金の配当および中間配当が支払開始の日より満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p data-bbox="813 1209 1412 1377">(附則) <u>第 22 条の規定にかかわらず、平成 18 年 2 月 24 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 20 年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p> |

(注) 本株主総会の定款変更議案には付議いたしておりませんが、変更案第 9 条第 1 項につきましては、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 6 月 23 日開催の取締役会の決議により、平成 18 年 9 月 1 日付をもって、単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたしております。